

訴 状

平成31年3月22日

5 東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら代理人弁護士 角田由紀子

同 弁護士 打越さく良

10 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
(原告ら代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり)

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 1億2960万6358円

ちょう用印紙額 41万円

15

請 求 の 趣 旨

1 被告は、原告らに対し、別紙受験内容・損害目録記載の各原告氏名欄に
対応する各請求額欄記載の各金員及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

20 2 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告ら

25 原告らは、別紙受験内容・損害目録「受験年度」欄及び「試験種別」欄記

載のとおり、東京医科大学医学部医学科を受験した者である（なお、個々の原告を特定する場合は、受験内容・損害目録「原告番号」欄記載の番号を用いる。）。

2 被告

5 被告は、東京医科大学を運営する学校法人である。

第2 東京医科大学における医学部医学科の入学試験

被告は、各年度において以下のとおり入学試験を実施した。

1 平成18（2006）年度一般入学試験（甲1の1，甲1の2）

- 10 (1) 募集人員は95名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものし、入学検定料は6万円であった。
- (2) 一次試験は、外国語、数学、理科、の各科目の学力試験の成績によって判定され、合格者が決定される。
- (3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文及び面接の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格
15 者が決定される。
- (4) 受験者数は2267名、うち女性は665名（29.3%）であった。
- (5) 二次試験合格者は200名、うち女性は49名（24.5%）であった。

2 平成23（2011）年度一般入学試験（甲1の1，甲1の3）

- 20 (1) 募集人員は75名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものし、入学検定料は6万円であった。
- (2) 一次試験は、外国語、数学、理科、の各科目の学力試験の成績によって判定され、合格者が決定される。
- (3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、適性検査、小論文及び面接
25 の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 受験者数は2385名、うち女性は823名(34.5%)であった。

(5) 二次試験合格者は124名、うち女性は29名(23.4%)であった。

3 平成23(2011)年度センター試験利用入学試験

5 (1) センター利用入試は、「一般入学試験」の第一次試験に替えて、大学入試センターが実施するセンター試験の得点をもとに、第一次試験の合格者を決定する試験である(以下、各年度において同じ)。

(2) 受験者数は919名、うち女性は365名(39.7%)であった。

10 二次試験合格者は82名、うち女性は44名(53.7%)であった(甲1の1)。

4 平成24(2012)年度一般入学試験(甲1の1, 甲1の4)

(1) 募集人員は75名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものし、入学検定料は6万円であった。

15 (2) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、外国語(100点)の合計400点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。

(3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、適性検査、小論文及び面接の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

20 (4) 受験者数は2430名、うち女性は884名(36.4%)であった。

(5) 二次試験合格者は145名、うち女性は44名(30.3%)であった。

5 平成24(2012)年度センター試験利用入学試験

25 (1) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は一般入学試験におけるものと同様である。

(2) 受験者数は854名、うち女性は340名(39.8%)であった。

二次試験合格者は62名，うち女性は26名（41.9％）であった（甲1の1）。

6 平成25（2013）年度一般入学試験（甲3の1〔7頁以下〕）

- 5 (1) 募集人員は70名であり，一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものし，入学検定料は6万円であった。
- (2) 一次試験は，理科（200点），数学（100点），外国語（100点）の合計400点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。
- 10 (3) 二次試験は，一次試験合格者に対して，小論文（100点），適性検査及び面接の各試験結果に，一次試験の成績及び調査書を加味して，総合的判定によって合格者が決定される。
- (4) 受験者数は2149名，うち女性は798名（37.1％）であった。
- (5) 二次試験正規合格者及び繰上合格者の合計は144名，うち女性は51名（35.4％）であった。

15 7 平成25（2013）年度センター試験利用入学試験（甲3の1〔7頁以下〕）

- (1) 募集人員は20名であり，一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており，入学検定料は4万円である。
- 20 (2) センター試験のうち，国語（200点），数学（200点），地理歴史公民（100点），理科（200点），外国語（250点）の合計得点が，一次試験合格者判定のための基礎資料となる。
- (3) 一次試験合格者に対し，二次試験を行うが，その内容は一般入学試験におけるものと同様である。
- (4) 受験者数は990名，うち女性は417名（42.1％）であった。
- 25 (5) 二次試験合格者は52名，うち女性は28名（53.8％）であった。

8 平成26（2014）年度一般入学試験（甲3の1〔7頁以下〕）

(1) 募集人員は70名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は6万円である。

(2) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、外国語(100点)の合計400点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。

(3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文(100点)、適性検査及び面接の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 受験者数は2438名、うち女性は894名(36.7%)であった。

10 (5) 二次試験正規合格者及び繰上合格者の合計は169名、うち女性は34名(20.1%)であった。

9 平成26(2014)年度センター試験利用入学試験(甲3の1〔7頁以下〕)

(1) 募集人員は20名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は4万円である。

(2) センター試験のうち、国語(200点)、数学(200点)、地理歴史公民(100点)、理科(200点)、外国語(250点)の合計得点が、一次試験合格者判定のための基礎資料となる。

(3) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は一般入学試験におけるものと同様である。

(4) 受験者数は1077名、うち女性は439名(40.8%)であった。

(5) 二次試験合格者は66名、うち女性は29名(43.9%)であった。

10 平成27(2015)年度一般入学試験(甲3の1〔7頁以下〕)

(1) 募集人員は75名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は6万円である。

(2) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、外国語(100

点)の合計400点の学力試験の成績によって判定され、合格者が決定される。

(3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文(40点)、適性検査及び面接の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 受験者数は2926名、うち女性は1058名(36.2%)であった。

(5) 二次試験正規合格者及び繰上合格者の合計は156名、うち女性は52名(33.3%)であった。

10 1 1 平成27(2015)年度センター試験利用入学試験(甲3の1〔7頁以下〕)

(1) 募集人員は15名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は4万円である。

15 (2) センター試験のうち、国語(200点)、数学(200点)、地理歴史公民(100点)、理科(200点)、外国語(250点)の合計得点が、一次試験合格者判定のための基礎資料となる。

(3) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は一般入学試験におけるものと同様である。

20 (4) 受験者数は、990名であり、そのうち女性は423名(42.7%)であった。

(5) 二次試験合格者は54名、うち女性は25名(46.3%)であった。

1 2 平成28(2016)年度一般入学試験(甲3の1〔7頁以下〕)

(1) 募集人員は75名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は6万円である。

25 (2) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、外国語(100点)の合計400点の学力試験の成績によって判定され、合格者が決定

される。

(3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文（40点）、適性検査及び面接の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

5 (4) 受験者数は、3231名、うち女性は1196名（37.0%）であった。

(5) 二次試験正規合格者及び繰上合格者の合計は154名、うち女性は45名（29.2%）であった。

13 平成28（2016）年度センター試験利用入学試験（甲3の1〔7
10 頁以下〕）

(1) 募集人員は15名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は4万円である。

(2) センター試験のうち、国語（200点）、数学（200点）、地理歴史公民（100点）、理科（200点）、外国語（250点）の合計得点が、一次試験合格者判定のための基礎資料となる。

15

(3) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は一般入学試験におけるものと同様である。

(4) 受験者数は、915名、うち女性は372名（40.7%）であった。

(5) 二次試験合格者は48名、うち女性は15名（31.3%）であった。

20 14 平成29（2017）年度一般入学試験（甲4〔8頁以下〕）

(1) 募集人員は75名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は6万円である。

(2) 一次試験は、理科（200点）、数学（100点）、外国語（100点）の合計400点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される。

25

(3) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文（60点）、適性検査

及び面接の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格者が決定される。

(4) 受験者数は2832名、うち女性は1140名(40.3%)であった。

5 (5) 二次試験正規合格者及び繰上合格者の合計は131名、うち女性は49名(37.4%)であった。

15 平成29(2017)年度センター試験利用入学試験(甲4〔9頁以下〕)

10 (1) 募集人員は15名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は4万円である。

(2) センター試験のうち、国語(200点)、数学(200点)、地理歴史公民(100点)、理科(200点)、外国語(外国語、250点)の合計950点の合計得点が一次試験合格者判定のための資料となる。

15 (3) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は一般入学試験の場合と同じである。

(4) 受験者数は846名、うち女性は400名(47.3%)であった。

(5) 二次試験合格者は48名であり、そのうち女性は28名(58.3%)であった。

16 平成30(2018)年度一般入学試験(甲4〔8頁以下〕)

20 (1) 募集人員は75名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は6万円である。

(2) 一次試験の配点は、平成29年度と同様であり、二次試験の内容も平成29年度と同様であるが、小論文の配点が100点とされた。

(3) 合否判定については平成29年度と同様である。

25 (4) 受験者数は2614名、うち女性は1018名(38.9%)であった。

(5) 二次試験正規合格者及び繰上合格者の合計は171名、うち女性は30名(17.5%)であった。

17 平成30(2018)年度センター試験利用入学試験(甲4〔8頁以下〕)

5 (1) 募集人員は15名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は4万円である。

(2) 一次試験の配点は、平成29年度と同様であり、二次試験の内容も平成29年度と同様であるが、小論文の配点が100点とされた。

(3) 合否判定については平成29年度と同様である。

10 (4) 受験者数は917名、うち女性は384名(41.9%)であった。

(5) 二次試験合格者は43名、うち女性は4名(9.3%)であった。

第3 被告が入学試験において行った「属性調整」

被告は、平成18年度以降の東京医科大学医学部医学科入学試験に関し、「属性調整」と呼ばれる行為、すなわち、「一般入試・センター利用入試の
15 2次試験科目である「小論文試験」の点数について、受験生の属性(性別や高校卒業年からの経過年数)に応じて一部の受験生にだけ点数を加点するなどして成績順位を高める等の調整」を継続して行ってきた(甲2の1〔24頁〕、甲4〔3頁脚注〕)。

属性調整の具体的な内容は、以下のとおりである(なお、平成18年度な
20 いし平成24年度入学試験については、第三者委員会の調査によっても詳細は判明しておらず、具体的に被告がどのような属性調整を行ったのかは不明であるものの、「受験生の属性(性別や高校卒業年からの経過年数)に応じて一部の受験生にだけ点数を加点」(ここでいう「一部の受験生」とは、男子受験生に限られていた。)していたのであるから、「女子受験生を性別に基づき一律に不利益に扱っていた」ことは明らかといえる。)
25

1 平成25(2013)年度入学試験

被告は、平成25年度の一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試験において、全ての受験生につき「小論文の得点に『0.8』を乗じて減点」した上で、高等学校等コードが「51000」より小さい高校出身の男子受験生については加点（現役：10点、一浪：9点、二浪：6点、三浪：5.5点）を行い、他方、女子受験生については加点をしなかった（甲3の1〔32頁〕）。

2 平成26（2014）年度入学試験

被告は、平成26年度の一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試験において、平成25年度と同様の属性調整を行った（甲3の1〔34頁〕）。

3 平成27（2015）年度入学試験

被告は、平成27年度一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試験において、全ての受験生につき「小論文の得点に『0.75』を乗じて減点」した上で、高等学校等コードが「51000」より小さい高校出身の男子受験生については加点（現役：5点、一浪：4点、二浪：3点）を行い、他方、女子受験生については加点をしなかった。

4 平成28（2016）年度入学試験

被告は、平成28年度の一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試験において、平成27年度と同様の属性調整を行った（甲3の1〔41頁〕）。

5 平成29（2017）年度入学試験

被告は、平成29年度の一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試験において、全ての受験生につき「小論文の得点に『0.833』を乗じて減点」した上で、高等学校等コードが「51000」より小さい高校出身の男子受験生については加点（現役：5点、一浪：4点、二浪：3点）を行い、他方、女子受験生については加点をしなかった。

6 平成30（2018）年度入学試験

被告は、平成30年の一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試

験において、全ての受験生につき「小論文の得点に『0.8』を乗じて減点」した上で、高等学校等コードが「51000」より小さい高校出身の男子受験生については加点（現役：10点，一浪：10点，二浪：10点，三浪：5点）を行い，他方，女子受験生については加点をしなかった。

5 第4 被告の不法行為

- 1 被告が行った上記「属性調整」は，女子受験生につき「女性であること」を理由として，一律に（小論文の得点につき）加点対象から除外することで，本来の（すなわち，属性調整がなかった場合の）順位よりも下位に位置づけるものである。
- 10 2 このような属性調整は，女子受験生をその性別を理由として差別し，不利益に取り扱うものであって，「公正，公平」であるべき入学試験の根幹を揺るがす極めて重大な不正であり，正当化の余地は全くない¹。
- 3 属性調整が許されないことは，性別に基づく差別を禁ずる以下の条約，法令等に照らしても明らかというべきである²。

¹ 第三者委員会第一次調査報告書（甲2の1）においても「入試委員（経験者を含む。以下同じ。）の中には、「女性は，妊娠や出産というライフイベントがあるので，業務に集中して，技術を高め，将来的に大学や大学院を支える大事なポジションにつく者が男性医師に比べて少ない」との認識を前提に，「私立大学としては，系列を含む病院の財政基盤を確保して，女性より男性に多く入学してもらって，将来的に大学を支えてもらいたい。」「女性がやりたい分野・向いている分野は，診療科目により違いがある。例えば眼科，皮膚科，麻酔科には女性医師の割合が高く，外科，心臓外科，脳神経外科，整形外科，泌尿器科には女性医師の割合が低い。医師の全体数が変わらない中では，女性医師を増やすと，診療科目によっては医療崩壊の危険がある。」などといった理解のもと，女性を不利益に取り扱う属性調整に理解を示す意見もあった。合否判定の場において女性受験者を厳しく評価し，不合格とすることも同じ思想に基づくものである。しかしながら，仮に女性医師によるそのような働き方の現状があるとしても，様々な社会的支援等によりその働き方を十分に尊重しながら，方策を講じることこそが必要であるというべきである。東京医大は，平成22年より「医師・学生・研究者支援センター（旧称：医師・医学生支援センター）」を設立し，女性医師，女子学生等を支援する活動を行っていたものであるが，前記のような理解は，東京医大自ら，その活動の意義を否定し，その効果を諦めるに等しいものである。何より，かかる現状を消極的にせよ受け容れ，女性受験生にそのつけを回すことを正当化する理由はない。」と厳しく非難されている（39-40頁）。

² 第三者委員会第一調査報告書（甲2の1）においても「性別に着目し，女性を不利益に取り扱う

(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第2条 e 及び f, 10条 a 及び b

(2) 日本国憲法 第13条, 14条, 第26条

(3) 教育基本法 第4条

5 (4) 学校教育法 第3条

(5) 大学設置基準 第2条の2「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」

4 また、被告の入学試験においては、上記属性調整のほか、「個別調整」(特定の受験生につき、理事長ないし学長が、学務課の職員に加点を指示し、
10 元の点数データ(素点)を書き換えさせること)という不正も行われていた。

5 他にも、「問題漏洩の疑い」(甲4〔2頁以下])や、平成25年度及び26年度における「特定の受験生に対して恣意的な加点」(甲3の1〔26頁]),「平成26年度推薦入試の合否判定に際し、結果として女性に
15 不利益な取り扱いとなった疑い」(同〔25頁]),「平成28年度推薦入試では、後記のとおり、基礎学力検査の得点に対する個別調整による加点が確認されるとともに、基礎学力検査の得点に対する減点も確認」(同〔28頁]),「平成30年度推薦入試の合否判定では、性別に着目した
20 「平成30年度一般入試繰上合格において、白井氏が特定の学務課職員に指示し、一般・補欠合格者選定名簿でより上位にいた5名の順位を飛ばして、特定の受験生に電話連絡を行わせ、繰上合格の手続きを行った」(同〔27頁])等の、様々な不正が明らかになっている。

6 以上のとおり、被告は、長年に渡って、組織的に、属性調整をはじめと

点数調整及び合否判定は、平等原則、教育の機会の均等及び入試手続の公正性の要請に著しく反するものとして、到底許されない。」と厳しく批判されている(40頁)。

する上記のような様々な不正を行ってきた。

7 ことに、被告による属性調整は、入学試験のまさに「本質的要素」である「選抜の公正・公平」を著しく損なう行為であり、その違法性の程度は極めて高いというべきであり、教育機関としての役割に違背する極めて悪質なものである。

8 被告が平成18年度以降に実施してきた入学試験は、上記のような、性別を理由とする属性調整をはじめとした「著しく不公正、不公平な選抜を行うこと」を予め決定していた³にもかかわらず、これを秘して、あたかも公正、公平な選抜を実施するかのよう装って受験者を募り、東京医科大学を受験させ、著しく不公正、不公平な選抜を行ってきたものである。

9 したがって、被告による受験生の募集（募集要項の公表）、合格者の選抜、発表という入学試験の一連の手続は、全体として違法性を帯び、原告らに対する故意不法行為にあたるというべきである。

15 第5 被告の不法行為による損害

被告の不法行為によって原告らが受けた損害は、以下のとおりである。なお、今回請求している損害は「一部」であり、今後、入学試験における原告らの順位等が開示されれば、それに応じて請求の拡張を予定している点、予め申し添える。

20 1 全ての原告に共通する損害

(1) 慰謝料

ア 原告らはいずれも、平成30年8月になって初めて、自らが過去に1度ないし複数回受験した被告の入学試験において、一律に女子受験生を不

³ 「属性調整」については、第三者委員会第三次調査報告書（甲4）において「平成18年度入試より開始された属性調整は、当時の学長兼入試委員長である伊東氏が、当時の学務課職員に指示して導入させたものであると認めざるを得ない。」（4頁）と指摘されている。

利益に取り扱う「属性調整」をはじめとする種々の不正が行われていたことを知るに至り、大きな衝撃を受けた。

イ 原告らは、医師を目指して、自分の人生を賭け、日々の生活を犠牲にして受験勉強に取り組んできたが、それはとりもなおさず、被告が実施する入学試験は公正、公平になされているという信頼があったからこそである。

ウ 合否が入試の成績により決定される、すなわち努力が成績という客観的基準で平等に評価されると信頼していたからこそ、原告らは、被告の受験を決意し、一点でも多くとれるよう、一生懸命勉学に取り組んできたのである。

エ しかるに被告は、属性調整のような、女性であることのみを理由として男子受験生より不利益に扱うという著しく不公正、不公平な選抜を、少なくとも平成18年度から毎年、組織的に行っていた。

オ そのうえ被告は、募集要項において、「アドミッションポリシー」として、「本学では、この建学の精神、校是およびミッションを理解し、多様性、国際性、人間性を兼ね備えた医療人となる高い志を持った、次のような人を求めている。」と謳い、「選抜方法」として「第1次試験の学力試験成績によって判定し、第1次試験合格者を決定します。第2次試験は、第1次試験合格者に対して、小論文、適性検査および面接を行い、第1次試験の成績および調査書を加味し総合的に判定し、合格者を決定します。」などと記載し、あたかも、公正、公平な選抜を実施するかのよう装っていた。

カ 原告らは、被告が、「性別」という受験生個人の努力や意思によってはコントロールすることが不可能であり、しかも、「医師となるべき者を選抜する」という入学試験における選考基準となる「学力」や「適性」などと全く関係がない属性を理由として、長年にわたって女子受験生を

不利益に扱ってきたことを知り、このようなあからさまな性差別が、公正、公平であるべき入学試験という場で営々とまかり通ってきたこと、そしてそれを被告が組織的に行ってきたことについて、激しい怒りを、そして絶望をも感じている。

5 キ 被告の行為は、医師を目指して真摯に勉学に取り組んでいた原告らの信頼を一方的に裏切るものであり、その違法性は極めて重大であり、強い非難に値するものであって、慰謝料額を算定する上で特に重視されなければならない。

ク しかも、こうした著しく不公正、不公平な選抜を行っていたことが、平成30年8月に明らかになった後も、被告は、わずかに平成29年度及び平成30年度の直近2か年の入試について合否再判定を実施したにとどまり、平成18年度ないし平成28年度の入試については、不公正、不公平な選抜を是正するための措置（合否の再判定等）を講じず、放置している⁴。

15 ケ 被告が適切な是正措置を講じないことによって、原告らのみならず平成18年度から28年度の全ての女子受験生は、被告の不正ゆえに不合格となったのか、あるいはそうでないのか、確証が持てない不安定な心理状態に置かれている。

20 コ また、医学部の数は他の学部に比べて限定されていること、複数の医学部が同一日程で入学試験を実施している例があることを考えれば、被告

⁴ 第三者委員会第二次調査報告書（甲3の1）においても、「平成25年度ないし平成28年度の一般入試及びセンター試験利用入試の第2次試験（略）につき、速やかに入試委員会を開催し、それぞれの入試に対応する別紙合格者選定名簿をもって、仮に本来の合否判定過程を経ていれば合格と判定されるべきであった受験生（以下「特定受験生」という。）を改めて判定すること」、「平成25年度ないし平成27年度の一般入試の第1次試験につき、速やかに入試委員会を開催し、別紙25-1、26-1及び27-1をもって、仮に本来の合否判定過程を経ていれば合格と判定されるべきであった受験生を改めて判定し、その結果を公表すること」、「新たに第1次試験合格と判定された者からの補償等の請求があった場合には、これに誠実に向き合い、対処すべきこと」と指摘されている（44～45頁）。

の不法行為によって、原告らは、他大学を受験する機会を喪失させられたといえる。

5 サ 以上の事情からすれば、被告が原告らに与えた精神的苦痛は極めて大きいというべきであり、その苦痛を慰謝するに足りる慰謝料は、各原告につき、受験いち年度あたり200万円を下回らない。

シ したがって、被告は、原告らに対し、受験内容・損害目録「受験慰謝料」、欄記載の額を賠償すべき義務を負う。

(2) 入学検定料、交通費及び宿泊費相当額

10 ア 原告らは、東京医科大学を受験するにあたり、受験内容・損害目録「入学検定料」、「交通費」(甲6の1ないし6の30)、及び「宿泊費」各欄記載の額を支出した。

15 イ 上述のとおり、被告による受験者の募集自体が不法行為にあたり、被告は、原告らに対し「公正、公平な入学試験が実施される」と誤信させて東京医科大学を受験させ、もって入学検定料、交通費及び宿泊費相当額の損害を与えたものである。

ウ したがって、被告は、原告らに対し、受験内容・損害目録「入学検定料」、「交通費」、及び「宿泊費」各欄記載の額を賠償すべき義務を負う。

2 原告22及び33(平成29年度、30年度受験生のうち「意向確認対象者」)に共通する損害

20 (1) 原告22は、東京医科大学の平成29年度入学試験を受験し、「意向確認対象者」(東京医科大学第三者委員会が作成した新合格者選定名簿に基づけば、(当時)繰上合格となった最低順位の受験生よりも上位の順位となる受験生。甲7)となった者である。

25 (2) 原告33は、東京医科大学の平成30年度入学試験を受験し、「意向確認対象者」となった者である。

(3) 原告22及び原告33は、被告がいうところの「意向確認対象者」

であるところ、本来、受験した年度において「合格」と判定されるべきであったにもかかわらず、被告の行った「属性調整」によって不正に不合格とされた。

5 (4) 本来の受験年度で合格と判定されていれば、原告 2 2 及び原告 3 3 は既に東京医科大学に入学し、医学部生として医師になるための道を行っていたはずであるのに、女子受験生を不利益に扱う属性調整によって、不正に不合格とされたために、引き続き受験勉強を余儀なくされる等、(医師となるべき修養に充てられたはずの) 貴重な時間を無駄に浪費させられた。

10 (5) 被告が原告 2 2 及び原告 3 3 に与えた精神的苦痛は、極めて重いといふべきであって、その精神的苦痛を慰謝するに足る慰謝料は、原告 2 2 及び 3 3 それぞれにつき 5 0 0 万円を下回らない。

(6) したがって、被告は、原告 2 2 及び原告 3 3 に対し、受験内容・損害目録「不合格慰謝料」欄記載の額を賠償すべき義務を負う。

15 第 6 まとめ

よって、原告らは、被告に対し、不法行為（民法 7 0 9 条）に基づく損害賠償として、別紙受験内容・損害目録記載の原告氏名欄に対応する請求額欄記載の損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

20 第 7 求釈明

1 平成 1 8 年度ないし平成 2 4 年度入学試験に関して被告が作成した「一般入学試験成績集計方法（案）」という標題の文書（甲 4〔3 頁〕脚注において指摘されている文書）の開示を求める。

2 東京医科大学が設置した第三者委員会によって、平成 2 5 年度ないし平成 25 25 平成 3 0 年度各入学試験に関し、属性調整等の不正の影響を除いて復元した合格者選定名簿が作成されているところ、当該名簿に基づく原告らの

成績，順位等の情報を開示されたい。

3 平成18年度ないし平成24年度各入学試験に関し，該当する年度において受験した原告らにかかる成績，順位等の情報を開示されたい。

4 被告は，東京医科大学ウェブサイトに掲載した「平成25年度から平成28年度までの医学部医学科入学試験における本学の対応」（甲8）において，「入学試験実施当時から3年以上経過していること等から，追加合格を行わないことを決定しました」としているところ，入試から「3年以上経過していること」が，なぜ追加合格をしないことの理由となり得るのか，具体的に説明されたい。

10

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり。

附属書類

- | | | |
|----|-----------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 15 | 2 委任状 | 28通 |
| | 3 証拠説明書副本 | 1通 |
| | 4 甲号証写し | 各2通 |

以上